

# 児童・生徒の保護者の皆さんへ 《 就学援助費制度 》

## 南関町教育委員会

南関町教育委員会では、小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施をはかるために、次のような就学援助費の制度を設けています。

### 【 就学援助費制度について 】

経済的な理由によって、**就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者**に対して、学用品費、修学旅行費、給食費、その他必要な学校費用を援助するものです。

### 【 申請書の提出について 】

申請書及び委任状に必要な事項を記入のうえ、学校へ提出して下さい。

申請書は教育委員会教育課及び学校に用意してあります。なお、現在生活保護（教育扶助）を受けている方は申請の必要がありません。

**※ これまで援助を受けていた方で、引き続き援助を希望する方も新たに申請してください。**

### 【 就学援助費の認定について 】

認定にあたっては、学校、民生委員、福祉関係機関、教育委員会等の十分な協議のもとに審査が行われ、認定の適否が決定されます。

### 【 援助を申請できる保護者 】

下記のいずれかに該当する世帯

- ① 生活保護の停止・廃止となった方
- ② 町民税の非課税・減免又は個人事業税・固定資産税の減免を受けている方
- ③ 国民年金保険料の減免を受けている方
- ④ 児童扶養手当の支給を受けている方
- ⑤ 生活福祉資金による貸付を受けている方

上記以外の世帯で次のいずれかに該当する世帯

- ⑥ 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者の方、又は職業安定所登録日雇労働者の方
- ⑦ その他 例えば保護者の収入が不安定で生活状況が悪い、又は学用品に不自由しており納付金の支払いに困っている方

## 問い合わせ先

南関町教育委員会教育課（ 53 - 0201 53 - 1111：内線 298 ） 南関町公民館内  
第一小学校（ 53 - 0009 ） 第二小学校（ 53 - 0412 ） 第三小学校（ 53 - 0101 ）  
第四小学校（ 53 - 9204 ） 中学校（ 53 - 0005 ）